

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

千葉県知事殿

年 月 日

()建築士事務所 千葉県知事登録第 - - 号

事務所名称

所在地

電話 ()

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告事業年度 年度分

始 期 年 月 日 ~

終 期 年 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日
計							
				一級建築士			名
				二級建築士			名
				木造建築士			名
				構造設計一級建築士			名
				設備設計一級建築士			名

